

No. 36 扶桑町

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
生活安全部 環境課		0587-92-4112	直 通	0587-93-2034
住 所	〒480-0102 丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330		担当者氏名	市川 拓夢
U R L	https://www.town.fuso.lg.jp		E-mail	kankyou_sc@town.fuso.lg.jp

(1) 【 補助金額 】 (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	252,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	292,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	292,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

※住宅を新築するものや建物を壊して改築するものは対象外

(2) 【 令和7年度の補助計画基数 】 (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
29	23	1					53

前年度実績基数（42基）

(3) 【 補助対象地域 】

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた区域を除く扶桑町全域

(4) 【 特定地域の有無 】 無

(5) 【 補助対象条件 】

既存のみなし浄化槽又は汲み取り便所を廃止し、浄化槽を設置する者

(6) 【 欠格要件 】

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③扶桑町に住所を有しない者（扶桑町に居住しようとする者を除く）
- ④自らの居住を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤5～10人槽以外の浄化槽を設置する者
- ⑥既設の建物を取り壊し住宅を新築又は全部の改築をすることに伴い、浄化槽を設置する者
- ⑦町税を滞納している者

(7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（受付印のあるもの）の写し
- ②設置場所の案内図
- ③住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
- ④配置図及び配管図（みなし浄化槽又は便槽の位置及び新設の浄化槽へ流入するし尿及び家庭雑排水の配管図が明記されたもの）
- ⑤平面図（面積計算式・総面積記入）
- ⑥浄化槽設置工事費見積書の写し
- ⑦浄化槽設置工事請負契約書の写し
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑩浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士については小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑪浄化槽の法定検査、保守点検、清掃の実施誓約書
- ⑫みなし浄化槽又は汲み取り便所廃止誓約書
- ⑬みなし浄化槽又は汲み取り便所の現況写真
- ⑭その他町長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

②浄化槽法定検査依頼書の副本

③次に掲げる施工中の写真

ア みなし浄化槽又は汲み取り便所の廃止の状況を示す写真

イ 浄化槽設備士が工事を実地に監督していることを証する写真

ウ 基礎工事の状況を示す写真

エ 据付工事の状況を示す写真

オ かさ上げの状況を示す写真

カ 配管の状況を示す写真

④浄化槽設備士が確認したチェックリスト

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください